

第一類 第九號

衆議院 第十三回国会 農林委員会議録

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)

出席委員

理事遠藤
三郎君 理事河野
謙二君

理事井上 良二君

小淵光平君 川西清君

千賀 康治君
中馬 辰猪君

大森 玉木君
吉川 久衛君

竹村奈良一君 足鹿 覺君

農林大臣 廣川 弘禪君

農林政務次官 野原正勝君

外の出席者

編行企画課長
齋藤誠君

該部災害復旧課長 專門員 難波理平君

事記
專門員
岩隈藤井
博信君

本日の会議に付した事件
萬全等を会開会要旨二

聯合審査会開会要旨は、農林公共事業に関する小委員長
中間報告梗概

中間報告書 食糧管理法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六九号)

第一類第九號

農林委員會議錄第

昭和二十七年四月二十五日

○坂本(實)委員 昨日、本委員会終後、公共事業に関する小委員会を開いたしまして、農林水産業施設災害旧事業費国庫補助の法律適用基準にきまして、農林省農地局災害復旧課から大蔵省との折衝経過を聽取ったましめたので、農林委員各位に御報告いたしたいと思います。

先に農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案が全会一致をもて本農林委員会を通過いたしたのりますが、御承知のことく、この法案は激甚なる災害をこうむりました林水産業施設に対し、高率の国庫補助を適用いたしまして、災害復旧を保障しようとするものでございますが、この高率補助を適用いたします基準は会で定めることとなつておるのであります。この基準の定め方いかんが本案の中核となるものでございまして、農家の経済負担能力を勘案いたさなまして、適正な基準を設定いたさなければならぬのであります。当時大蔵省の意向といったしましては災害を受けた当該市町村の災害復旧事業費の額を、被害農家戸数で除した額が十萬円となる額を基準にしたいと考ふるとも伝えられたのであります。われわれいたしましては、農家経営

の脆弱な実情にかんがみまして五万円程度が妥当と考えましたので、本法案が本農林委員会で可決されました直後、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の高率適用基準に関する件の決議案を上程いたし、本委員会全員の御賛成を得まして、政府に対し強くこれが実現方を要望いたしたのであります。農林省におきましては、この趣旨に基きまして、ただちに大蔵省当局と折衝を開始いたし、今日まで銳意努力を続けて参りましたが、大蔵省といたしましては、財政上の理由から最初十五万円の額を主張いたし、後十万円まで引き下げるという妥協案を示して来たのであります。農林省といたしましては、依然五万円を主張いたし、これが算徴を期して來たのでありますが、その結果最近に至り、ようやく大蔵省も八万円の額を認めるところまで譲歩して参りました。これは最初の十五万円に比べますと、非常な譲歩でございきまして、また農林省自身の調査いたしまして、した資料によりますと、大体八万円をもつて妥当とするといふ結果も出ておりますが、関係もございますので、政令で定める基準につきましては、八万円をもつて一応了承していただけないだらうかとの申出がございました。これに対しまして、御出席の委員から御発言がございまして、独立予算編成上破格の財政支出を余儀なくされておりますが、激甚な災害をこうむりました場合

の農家の負担能力から見まして、五万円を適当と考えられますし、かつまた本委員会におきましても五万円とすべきであるとの決議をいたしました関係もございますので、もう一度大蔵省と折衝いたし、これを実現するより努力すべきであるとの御意見の開陳がございました。つきましては、農林省にその意向を伝え、さらにこれが実現方を要望いたす所存ではございますが、右経過の御報告を兼ね、御了承を願う次第でございます。

○松浦委員長　ただいまの小委員長の報告に対して質疑があれば、この際お願いいたします。

ろはきわめて少いと存するわけあります。さらに五万円に引下げまするならば、零細農家がその受けた災害を早期に復旧できることは、これは論をまたないのでありますけれども、どう交渉いたしましても、五万円までは必ず貢献していただき。よんどならない場合には——二十六年廻及適用でありますから、二十六年度の適用の実施に照しまして、毎年改訂することは、これは行政執行上適当に行えることありますので、よんどならない場合には二十六年度に限つても五万円には引下げていただくよう、さらにその決心を強くして交渉されるように、ぜひこれはお願いたいと考えるわけであります。このことは重ねて決議を尊重する意味におきましても、ぜひともお願いたいと考えるので、これに対しても特に強い要望を申し上げてお次第であります。

は、いろいろな形で、向うがこちらの案に近いところでまで持つて来たわけであります。基礎となりますが五万円、八万円と、いうものも、なか／＼理論的にはつきりした数字を割出すわけには参りませんし、また地域によりまして農家の所得というのも相当な開きがある、農家の経済調査その他もいろいろ／＼進つた数字を出しておりますので、そろいつたものをひつくるめての數字的な争いになりますと、どうもあまりはつきりした結論が出て来ないということもありまして、一応つづばるだけつづばつてみましたが、今の段階といたしましては、大藏当局としても、八万円以下まで下げる意思はない、という話し合いについているわけであります。もちろん国会の御意思もあるものですから、事務当局の一係官がそれで承知するというわけには、とうてい参らぬわけであります。今後もその点については、なお基準を引下げるよう努力して行きたいと思いますし、またいすれこれが政令となつて出るまでの間には、各省の次官会議それから閣議、この二つの閣門も通つて決定になるわけでございまますので、それまでの間に置いて大いに努力を続けて行きたいと思つておられます。とにかく事務当局間の話合いで、今は、今のところ大体限度まで来てゐるのじやないか、これ以上いくら話合いを進めて、どうも水かけ論に終つてしまふ傾向があるということだけは、一度御報告申しておきたい、ことのよろに考へておるわけでございます。

決議してあるものだし、あらゆる力を傾注してわれくととしてもやつて行きたいと考えておりますので、どうか説明いたいと存じます。二十六年度をやつてみて実際には予算が膨脹していかにもその限度にしたのでは実施が将来やりにくいくときは、物価の高騰の事情もありましようし、実施をした経過に徴しましたその結果を見ての改訂は、これはいかようにも行えることでありますので、いよいよならないときは、二十六年度だけでもこれはやむを得ないと思う。どうかその意味において、腰をすえてひとつ事務当局の折衝をさらに続けていただきたいことを希望しております。

○松浦委員長 それではこれより食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き質疑を行います。

足鹿覺君。

○足鹿覺君 大臣に対し御質問申し上げようと存じておりましたが、まだお見えになりませんので、大臣に対する質問を一応留保いたしまして、食糧府長官に事務的な問題についてお尋ね申しあげたいと思います。中途で切れましたら、またあとでひとつ引き発言を許していただきたいと存します。

統制廃止後の麦類の需給調整対策要綱といふものがありますが、これはあくまでも政府の行政措置としてこういう措置を行われるのですから、その運用についてはどういうふうにお者へになつておりますか、この点をまずお伺いをいたしたいと存じます。

格あるいは消費者価格についてはきめることにおきましては、生産者も消費者も、ともにこの価格問題について安明示されおりません。あくまでも政府の一方的な処政措置によつて行われることがありますては、生産者も消費者も、ともにこの価格問題について安心することができないのであります。これは食糧庁長官としては非常に重要な問題でありまして、御答弁が困難とは存じますが、大臣もお見えになりませんので、その衝に当つておいでになる方として、なぜ今回の管理法の改正に際して、適当な条文において、米価審議会の議を経て買上げ価格及び消費者価格を決定するということを盛り上げなかつたか、その理由について伺いたいと存じます。

になつてゐるよう見受けられます。一体こういう対米比価の新米価の価格構成の問題については、どういう方針を持つておいでになりますか。この点を大臣からひとつお伺いいたしたいと思います。

○廣川國務大臣 また漠然たることを言つて、はなはだ恐縮ですから、数字で食糧庁長官からちらよつと申し上げます。

○東畠政府委員 米価も麦価もパリティを基準にいたしておりますので、パ

リティ計算上米価が上がる場合はまた米価も上がるわけあります。八一・三といふのは、足鹿さん御承知のように二

十五年における五月のパリティ指数から見て八一・三であつたわけであります。このときの新米の価格から申し上げますと七五といふことになるわけ

あります。こういう対米比価といふのは形式的に定めることができて悪いのであります。われくとしまして

では、麦価はいつも米価との関係において調整をするといふことが、従来においてもそうでありますし、今後もそ

れが農家のためにも消費者のためにあります。具体的に申しますと、われ

実効米価と現実の実効価格比といふのであります。それが農家のためにも

いいと思いまして、この法案では想定されておりません。一つの制度であり

ますので、麦の需要が上りました場合には対米比価は上つて来るわけであ

ります。そういう事情の変化といふもの

を絶えず議り込みます。一つの制度論としては合理的な麦価が出るの

ではないか、こういふうに実は考へています。そういうふうに実は考へてお

ります。しかばねに先刻申しましたように、麦価がもし上つた場合に、

実上においては農民は上つただけの手取りはいろいろ若干のこまわりがあつても、後日においてたたかれるといふ用意がありますか。これはどうで

す。○足鹿委員 どうも東畠さんそれは違うと思うのです。それだから米比価をきめて、これとの対米比価を一定比率を出して麦の価格をおきめになつたものを、統制撤廃に際して何

になつてゐるよう見受けられます。

ゆえに麦は麦のパリティでおやりにな

るのですか。ほんとうに農民に親切が

持つておいでになりますか。この点

を大臣からひとつお伺いいたしたいと

思います。

○足鹿委員 東畠さんともあろう者が

そういう抽象論で逃げられるとはけし

て、消費者に対しましてはこれを割つ

て政府の財政負担によつてこれを壳渡

して行くといふことが、すなわち大臣

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

現在あなた方がおやりになつてある

ことは、これはやはり過磷酸石灰等

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 東畠さんともあろう者が

そういう抽象論で逃げられるとはけし

て、消費者に対しましてはこれを割つ

て政府の財政負担によつてこれを壳渡

して行くといふことが、すなわち大臣

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

現在あなた方がおやりになつてある

ことは、これはやはり過磷酸石灰等

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 東畠さんともあろう者が

そういう抽象論で逃げられるとはけし

て、消費者に対しましてはこれを割つ

て政府の財政負担によつてこれを壳渡

して行くといふことが、すなわち大臣

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 東畠さんともあろう者が

そういう抽象論で逃げられるとはけし

て、消費者に対しましてはこれを割つ

て政府の財政負担によつてこれを壳渡

して行くといふことが、すなわち大臣

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 東畠さんともあろう者が

そういう抽象論で逃げられるとはけし

て、消費者に対しましてはこれを割つ

て政府の財政負担によつてこれを壳渡

して行くといふことが、すなわち大臣

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 東畠さんともあろう者が

そういう抽象論で逃げられるとはけし

て、消費者に対しましてはこれを割つ

て政府の財政負担によつてこれを壳渡

して行くといふことが、すなわち大臣

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 東畠さんともあろう者が

そういう抽象論で逃げられるとはけし

て、消費者に対しましてはこれを割つ

て政府の財政負担によつてこれを壳渡

して行くといふことが、すなわち大臣

が当初述べられた農民も喜ぶ、消費者

も喜ぶという政策ではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

ことは、この生産上

は、従来あつた対米比価の算定方式を

ことさらに破棄して、昭和二十六年の

パリティでもつて、麦は麦のパリティ

指数でもつて買上げ価格をきめよう、

現に先般の米価審議会の懇談会にはそ

の方式を発表しているではありませんか。

○足鹿委員 そうしますと、政府がお

なつたといふことが一つの原因である

</

が高騰する場合に、政府が放出をされるときには、この食管特別会計の赤字といふものは、政府は十七、八億や二十億前後にお考えになつておるようあります。秋どもの推算では、これは莫大な数字に上るとと思う、とても独立採算なんといふのはできるものではありません。もつと大胆率直に、ほんとうに消費者も農民も喜ぶという考えがあるならば、当初から財政支出を見込んで、思い切った態度を表明すべきではないかと私は思います。食管特別会計の独立採算制はどこまでも堅持してお行きになるのでありますか、そうしてしみつたれた最後のしりをぬぐうという程度でお茶を濁される考え方でありますか。從来の政府のおとりになつた指置から見まして、この点は非常に重要な問題でありますので、大臣の確たる御所見を伺つておきたいと思います。

で赤字の出た場合には、これも長い間の場合には黒字も出ることがありますので、それで相發ができると思つておるようなわけでありまして、決してあなたのおつしやるようになつた。インチキの考え方といふようなものじやないと私は思ひます。

○足鹿委員 私は決してインチキといふようなことで非難をしておるではありません。当然そなならざるを得ないのです。大臣は当初、私が質問したときに、農民のためなのか消費者のためなのかといつたら、どつちのためにもなるということをお言いになつた。とするならば、当然これは赤字が出なければ、農民も喜び消費者も喜ぶようなことはならないと私は主張しているのであつて、そういう点について、独立採算は堅持するといふようなことは、事实上において、だれかが泣かねばならぬはずなんだ。これはもう明らかですよ。どんなに大臣がお言いになつても、この点はもつとはつきりといたお考えをきめてやらなければならぬと私は思うので、これ以上大臣が御答弁になりませねば、あえて追説はいたしませんが、この点は非常に重要な問題であります。そこで赤字の見込みは、一現状から推してどの程度見込んでおいでになりますか、この点をひとつお伺いいたしたいと思います。

○東畠政府委員 妻につきましては、從来とかえまして、経費は見積り経費でやる以外にないと思ひます。政府は見積り経費を算定する場合は現実、今まで供出でありますけれども、今後は最低価格を保障して農家から自由に買わうわけでありますので、農民の実際政府に売ります量といふものと、われ

差が明らかになるのであります。ただそれが見積り経費に考えました量との
いまの計算では赤字の出ない計算をして、なおかつ現在の消費者価格水準を
維持して行こうという計算をいたして
おります。かりに非常な不作でもあり
ますと、これはそれだけ赤字が出ると
思いますが、平年作であれば收支は合
うという計算をいたしております。

○足鹿委員 もうあと一、二点で終り
たいと思いますが、これは大臣でも長
官でもけつこうであります。現在食管
特別会計には相当の溜貯がある、手持
ちのものがある、昨日から問題になつ
ております配給辭退の米であるとか、
手荷物の放出の条件は、この法案と
別個な立場から、放出の時期あるいは
その他の条件はどういうふうな方針を
持つておいでになりますか、これは大
臣でも長官でもどちらでもよろしいの
であります、伺いたいと思います。

○東畠政府委員 現実の配給辭退とい
うものは、われくは委託加工等を調
整いたしまして、そんなにたくさんの
手持ちをしておるわけではございません。
六月当初における保有高は、先ほ
ども申し上げましたように、玄米換算
で百万トンということにいたしており
ます。これが昨年は百万トン程度であ
つたものが、大体統制撤廃の前提とい
たしまして、相当量を持つた方がより
安全であるというので、それだけの輸
入計画を進めまして持つておる次第で
あります。その他のものにつきまして
は、ほとんど食管特別会計は売払いを
完了いたしておりますが、大豆約四万

トゾン砂糖約七万トン程度を保有して
いる以外は、米麦のみであります。
○足鹿委員 最後にもう一点お伺い
たしたいのです。先ほどもい
ろいろと論議になりましたが、現在国内
の需要と供給を満たすことができませ
んので、相当量の外米の輸入が行われ
ていることは御存じの通りであります
が、この外米はみな白米で輸入をされ
ております。しかもこの白米の中には
二〇%程度のくず米が入つておること
も、これはもう天下周知の事実であり
ますが、いろいろな面から考えて、玄
米で輸入して、そろして白米輸入によ
るくず米を少くし、さらに玄米で輸入
することによって品質の損害を防止
し、なおこれらのが等によつて飼料
の供給に寄与するといふようなことは
できぬものでありますか。私どもあの
外米を見まして、ひどいやつになると
三分の一くらい玄米にしておる、しかも
臭いくず米が多いといふようなこと
で、昨日もこの外米が非常な議論にな
りましたが、玄米で輸入することはで
きぬものでありますか、技術的に困難
なのであるか、できてもおやりになつ
ておらないのであるか、この点につい
て政府はどういうふうにお考えになつ
ておりますか。この点は今後の国内生
産の維持の問題と関連をいたしまし
て、非常に大事な問題だらうと思
いますが、いかがでありますよ。

はインド人の資本が精米工場を營んでおりまして、輸出に対しまして、玄米を入れるということ自体については非常に問題でありますしよろ。国際的な関係において困難な情勢であります。従いましてなか／＼玄米で入れますことは、今日の段階におきましては非常に困難な状態にあります。ただ同じ精米にいたしましても、非常に精白度が違いますので、そういう点で若干精白度をよくする施設等は今後考えまして、消費者のためのいい品質のものを配りたいという計画は、いろ／＼案を練つておる次第であります。

計画経渶が農民のためになるか、あるいは消費者の食生活を安定するか、自由政策が如上の趣旨に合致するかといふ基本的な問題を含んでおるのであります。まして、これは統制方式を撤廃するのではなくに、一部改変をして、天下には統制の撤廃だと称し、実質的には、法案の内容は統制方式を改変して行くという不徹底をわまるものであるという印象を私は多分に受けました。特に価格構成の点については、ことさらに米価審議会においても昭和二十五年、二十六年をとつて農民擁護にすべきであるという一致した意見があるにもかかわらず、昭和二十六年のパリティをとつて行くという態度を政府が堅持しておられることを私は非常に遺憾に思っています。いろいろと申し上げたいことはあります、意見にわたる点がありますので、私は今まで重要な問題としておられるなどを非常に遺憾に思っています。いろいろと申し上げましたが、農林大臣の御答弁につきましては、きわめて不満であるということを、また私の開かんとすることに対しても、ほんとうに委曲を盡して御答弁にならなかつたということをはつきりと申し上げます。そして、私の質問を一応打切つておきます。

人が幹事長でありまして、米麦の統制撤廃という旗幟物で、農民を大いにつけりまして奇勝を博したのであります。爾来何とかして統制撤廃をして、公約の一端でも果したいといふ気持は、これはごもつともてあらうと思うのであります。幸いにして麦におきましては、配給辦退が相当ぶきておる、並びにやみ価格と公定価格がやや接近しつつある、こういうときであるから、ひとつ麦だけでも統制撤廃をいたしまして、公約の一端を果したいといふのはごくまつともであります。しかしながら麥の統制撤廃ができる、こういうふうな処理ができるというところの根本の基礎をなすものは大体におきまして外麥の輸入が案外大量にできるというようならん点が根拠をなしておつたと思うのですがあります。東畠長官も再々述べておりますが、手持ちが豊富になつておるから、その關係で、いかなるときににおいても、その政府の手持ちを出動させることによって対処ができる、こういう根拠に立つておるのであります。この点につきましては、現在率い日本としましては、変則的なところのペーチル取得の手段が行われておるので、海外から麦を買ひ得る、こういうふうのゆとりがあるのであります。が、かしながら貿易面に見ましても、本邦二十七年度の貿易は、昨年から見ますると二割ぐらい伸びる、こういうふうな予想のもとににおいて、安本等では政策を立てて参つたのであります。しながら最近の國際情勢、この海外におけるところの貿易の萎縮といふよな関係からしまして、貿易が非常にまつて来る。予想外に伸びない、あるいは去年よりも少し貿易が低下する

われております。そこで今年の三百五十万トンの食糧を海外から輸入するといふうな点も、安本の想定によるところの今年度の当初における貿易の伸び方といふうな点を基礎に置きまして、三百五十万トンが輸入できる、こういうふうにお考えになつたのだろうと思ひますが、この貿易が萎縮しておるといふうな実情のもとに置いても、三百五十万トンをあくまで買うちといたところの方針を政府は堅持するものであるかどうか。貿易の関係におきましては、そういうふうな外国食糧は買えない、改訂をしなければならないいうふうにも思われるのであります。が、貿易のいかんにかかわらず、これだけの食糧は確保するのである、こういうお考えかどうか、それをお尋ねしておきたいと思うであります。

そうして日本の再軍備をしなければならぬというふうな風潮等がありますて、次第に日本が独立態勢を整えるといふこと、あるいは朝鮮事變等が安定いたしますれば、そういうことはほとんど架空のことになつてしまふのであります。ドル圏輸出は大体において三億ドル、しかるに外貨面におきましては、いろいろと特需關係で七億近いものが入つておる、輸出よりもそういう変体的なドル取得が多いといふようなことがありますから、こういうところの一つの架空な事実、安定しないところのファクターに基いて、この麦の統制撤廃といふものを政策的に断行するということは、少し早計に過ぎるのでないか、こう思うのであります。が、将来ドル等が特需等によつて獲得できないといふような場面が出了ときにおいては、いかなる対策を立てる気持であるか。一たび統制を撤廃したあと、またこれを実現するということは、なかなか問題でありまして、自由党は公約であるからやつて、一応は果して、それで済みましょうが、あるいはその後において、また自由党内閣が続くかもしれないし、あるいは他の内閣が責任を持つようになるかもしれない。そういうような場面も考えず、たまく交換的なドル取得の手段があるから、外麦等が十分に入れられる、こういふ要素に基いて麦の統制撤廃をするのは、少し輕率ではなかろうかと思うのであります。これに対しても大臣の所見を承りたいと思うのであります。

して伺つたのでございますが、大臣はたいへん樂觀的な御答弁であつた。ことに私どもの心配している一つは、根本安本顧問が、はるべ海を渡つて食糧の確保にお出かけになつた。この一時で非常な心配をしているのですが、その根本さんが帰つておいでになりましてから、われくの委員会にも御説明がないのです。そこで農林大臣に、われくは根本さんがおいでになつた話のごあいははなはだ芳ばしくないよう聞いていているのです。私はち上つとタイ國の主要な立場にある人と知り合ひがございまして、いろいろな情報を聞いているのでございますが、それをもしここではつきりしていただきたいです。昨日の大臣の御答弁では、どうもはつきりしないのですから、さしつございますから、せめて農林委員会ぐらいには、御報告を願いたいと思うのです。根本君にここへ来ていただきて、さしつかえがあるならば、秘密会でもらお答えを願いたい。できなかつたら、根本君にここへ来ておくべき事柄では委員長にお願いしておくべき事柄ではないかと思いますので、両方から…。

年間に自給度を確立するという計画を、今立てておるようなわけであります。早急に世界の軍旗がやまり、あるいはまたすべての諸条件がなくなつて、ドルがなくなつたときに、再統制をするのではな、いかというお話をあります、が、私たちの見通しでは、しばらく現在のまま続くという構想でやつておるのであります。そしてまたその間に、年を追うて自給度の確立をしたい、こういうふうに考えておるのであります。なおまた関連質問でございますが、昨日も申し上げました通り、根本君からわれ／＼の開きました報告によりますと、非常に修好関係をよくして来た、こういうことを聞いておるのであります。また向うの方から送つて来てくれた新聞等を見ましても、トップの見出しで歓迎をされており、また修好を非常に深めたという記事が載つておるのであります。

いろいろなことになりますと、政府とともに活動と、ある意味におけるところの継続的な、相当量の外食の取得というようなことが、必要にならかと思うのであります。先ほど足鹿委員も若干触れまして、小麦協定の価格が少し上りそうだというふうに言われましたが、こう思われるのです。政府におきましては、来年切りかえの方は損ばかりしておつたという関係で、小麦の協定価格は上るのはなかろうか、こう思われるのです。したが、この四年間はとんど売り手のときにおきましては、今度はどれくらいい小麦協定の麦を取扱し、そしてどれくらいの価格で獲得できる、こういうふうなお考えを持つて将来の対策を立てておるのであるか。ひとつそれについても、将来の見通しを、安定させするために、御方針等を承つておきたいと思うのであります。

○東畠政府委員 現在小麦協定で、シ
フで大体八十四ドルで一般に買つてお
りますものが、一時は非常に高かつた
のであります。最近漸次下りまし
て、百ドルを割つて來ておるような状
態でございます。日本政府の予算とい
たしましては、平均百ドルという予算
を組んでおりますが、今後はもう少し
単価が安くなると思ひます。これでも
まだわれくの考えております麦価に
対しては、若干国際価格が高いような
状態であります。日本政府としましては、
その辺の事情をいろいろ検討した
結果の価格で、予算を組んでおるので
あります。量につきましては、ただいま
のところ五十万トンというものを、政
府は割当を受けておるのであります。
大体それは輸入込みでござりますが、
今後の問題につきましては、それより
多くを希望していることはもちろんで
ござりますが、さ上うな決定を待つま
では、何とも申し上げられないであ
ります。

るかどうか、こういう点をひとつ確かめておきたいと思います。今四月相場が二ドル三十七セントから四十セントになつておるようあります。私どもとしては、小麦もそんなに弱気ではないと思うのであります。それを政府側におきましては、確かに小麦を弱気にするようにも思われるのですが、私が考えておるようでございますが、何とかこの含みにおいては、どうも売れないところの四等麦、五等麦をにらんでおるようにも思われるのです。どうも思われるようないかどろか、ひとつ承つておきたいと思います。

ける、こうしたことになるのであります。が、大体これは出来秋を目あてとして買上げる、こうしたことになります。と思います。ところが海外の事情等を見ますと、麦は若干それより強気になるのではないか、こういうふうに思われるのです。ところで力のない者は、大体におきましていつも底値で売る、こういうふうな形になつて来る。政府は底値をささえてやるのであるから、農民からそれより下らない値段で、いつでも買つてやるという親心である、こういふのでありますが、底値で売る者は、大体におきまして、農民として力のない人が売る。若干力のある人は、値が上つた適当なときにおきまして売払う、こういうふうな立場をとるわけであります。そこで今度一括買入れと、いろいろな場面でなく、でき得る限り農業協同組合等へ中金の資金等をまわしまして、そうして農家におきましては、協同組合にそれを預けて、そろして適当なときにおいて農協等が処理しまして、底値よりも若干の高値においてさばけるようにする。こういうふうな場面がとられることが、力の弱い人を保護するゆえんではなかなかうかと思うのであります。この点につきましては、今までにおいては、バツク・ペイというような形におきまして、一応ブル計算において出したものを、値が上つた場合には、あとでその差額を補償してくれたのであります。ところが今後におきましては、力の弱い者は、何らそういう恩恵がなく、力のある者、資金力のある者だけが高値で売る、こういうふうな不公平ができようと思うのであります。そこで政府といたしましては、そういう底

者でも、価格において若干の幅を見て売れるような、こういうふうな考え方をとつてもらおうことが、一つの親心ではなかろうかと思うのですが、この点についてのお考えを、農林大臣はどうお考へになつておるか、お尋ねいたします。

○東畑政府委員 私からかわりまして申し上げます。石井さんの御議論とまつたく同意でござります。われくへといたしましても、この小生産者等につきましては、やはり協同組合の共同出荷と申しますか、共同販売と申しますか、そういうことは、もちろん助長育成しなければならぬということは、まったく同感であります。従いまして政府は、一応無制限買入れという建前はとつておりますので、現在の食管特別会計は、相当量の麦の買上げ予算を組んでおりますが、この財源は、国庫余裕金から証券を発行して、受入れるといふのが非常に多いのです。もし共同出荷等になりますならば、國庫余裕金はそれだけ中金の方へ預託されまして流通資金になるわけであります。その点は大蔵省事務当局とも完全に了解が済んでおります。農協の雑荷資金につきましては、國庫余裕金を中金に預託いたしまして、その方に流れれて行く仕組につきましては、まったく同感であります。

○石井委員 そういうことになれば、農民もたいへん喜ぶことと思うので、ひとつその点につきましては、十分お答えおきを願わなければならぬと思ふふく同感であります。

おきたいことは、いろいろ農民運動の立場からすると、統制撤廃で麥が下るということを、農民運動者の方においでは常に論じて来ておるのであります。が、私は逆に終始強気で、統制は今まで農家のために存続していた。農家は統制のもとにおいて、非常に損失をこうむつておる。統制撤廃は、米麦が上るという立場を、常に堅持して来ておるのであります。今回のこの麥の統制撤廃も、おそらくこういうふうな形において、麥が若干上るのでなかろうか、こういろいろな思われるのあります。そこで政府におきましては、ある価格を安定させるために、逆に麦を出せ、こういうようなことをやるのであります。が、国際関係におきまして、中共、ソ連等近接国があるが、これらが食糧がとぼしいということになると、あるいは日本の麥の買付が来るかもしれません。そしてこれがその方面に流れるような場面が来るかもしれない。海外から、価格差補給金を出して高い米麦を買って来ておる。ところがそれを安い値で一般的の市場に出荷する、それが国民の腹に入らないで、逆に密輸出等によりまして、海外に出るというような現象も、今後現われようかと思うのであります。こういうようなことに對して、政府はどういうふうな対策を考えておるかどうか、承つておきたいと思います。

指摘の通りであります。ただ密輸出等に上つて、民をうるおすことになると私は思ひます。大事な食糧が外国に行くのではないかも知れませんので、そういう点から考えてみると、人員整理というようなものは考えられないと思つております。○石井委員 もう一ぺんだけを押します。

○石井委員 今一番食糧庁関係の方の人ににおいて不安を感じておるのは、ここで麦の統制が撤廃になりますと、食糧庁の機構改革とともに、人員整理の問題、とうとうような問題がたちにまた撞頭して来るのはなかろうか、こういうことです。しながら外麦を買入れ、あるいはまた内地麦も買い入るといふふうな場面があり、これを一般的の御商あるいは製粉業者に出すと、いうような場面が出来ますと、あるいは先ほど言つたように、海外の荷動き等を見ると、いうことになると、食糧庁の人員につきましても、十分に配置いたしまして、嚴重なる活動の場面を與えなければならぬと思ふのであります。が、この麦の統制撤廃によつて人員整理の問題あるいは機構改革によつて食糧庁の職員に不安定を與えるようなことはないものであるかどうか、その点について農林大臣より、一応またその点を承つておきたいと思うのであります。

すが、今までの実績は十分いるであります。つまり政府としては、農民の希望でできるだけ買うというのだから、実際問題としては八百万石ぐらいの麥を買入しないといと政府の操作にどうもいろいろと支障がある。これくらいは買入の努力目標としたいというような考えを持つておるから、人員整理や何かは考える点はない、また考えるべきではない、こう思つておる、こういう点に承ることにしてよろしゅうござりますか。

○廣川国務大臣 その通りであります。

○石井委員 それでは最後に一点だけ、何か廣川農林大臣は私が麦の統制撤廃に賛成であるといふうにばかり同調されましたか、私は前に言つたような為替関係その他諸般の事情から、農民を代表する立場に立つて、統制撤廃は農民にそう不利ではないというように考えておるけれども、統制を撤廃するにはまだ時期が早いのではないかという見地をとつておるのであります。いろいろと国際上の変化の点においては、プラスがマイナスになります、マイナスがプラスになる、そういう点もありますから、時期尚早を唱えるのであります。

最後に十分に考えておきたいのは、今後におけるところの日本の食糧の問題である。先ほども言いました通り、ドルの関係等から見まして、爰等はなかなか輸入が困難になる、こういうふうな場面が相当出て来ようと思う。そこで日本の海外の食糧輸入の面は、両方米に依存しなければならない場面が多くなると思うのであります。しかしながら米というものはなかへ生産が

本がいろいろと貿易の面から見まして、どうしてもドルを獲得することが困難であり、ボンド圏の貿易を増大して行かなければならぬという場面が相当多いことになりますと、外米の輸入に相当力を入れなければいかぬと思う。この外米の輸入によつて、また日本への輸出を増大するといふような場面によつて、東南ア貿易に対するところの日本の今後の発展場面を十分に考慮に入れなければならない、こういうことを中心としていろいろと——自由党の一片の公約にとらわれず、将来においてのそういうふうな根本的な事情……。

は、政府は市場価格を支配するだけの実力を持つておるから、従つて一部の商業資本のために市場価格がつり上げられたりあるいは引下げられたりするようなことは考えられない、こういう自信のほどの答弁をされておりますが、そうすると政府が所有しております原麦を売却します時期は、市場において需要が非常に逼迫しましたとき、つまり麦類の価格が上昇しましたときに、政府はその操作のためにこれを払い下げるという処置をとるだらうと考えるのであります。そなりますと、たとえばこういう現象をわれくへは考えなければなりません。政府のきめます価格が農民の納得する価格でありますして、つまり再生産を償う価格であるといった場合は政府に売るかもわかりませんけれども、政府のきめます価格が市場価格よりも安い場合は農民は政府に売りません。政府に売り渡しました結果は、その金の支払いが非常に複雑であり、かつ日にもがかかる。そこへ持つて来て検査をやかましく言われる。しかも共同出荷した何だと言つてめんどくさいことをやらなければならぬ。商人はみずから村の農業倉庫までトラックを横づけをして、そこにはおみやげを持つて来たり、肥料の裏づけをしてやるとか、金を先貸ししてやるとか、つまり農民が最も喜ぶような方法によつて買い集めることは必ずあります。そうしますと、かりに国内市場にまわります原麦を百五十万トンと想定をいたしまして、これを巨大資本の数十社が買い占めたと仮定いたします。そなつて参りますと、市場価格は非常によつて参るのであります。この場合政府は一つは特定の会社に入れる

によつて払い下げる方法と、一つは地方別の中小企業を対象にした隨契による払い下げる方法があると思います。この直接入札による払い下げの場合がかりに起つたとして、政府が払い下げる価格といふのは一体幾らを基礎にして払い下げようとするか。市場価格を対象にして払い下げようとするのか、原麦から消費者価格の間をとつてやろうとするのか。その消費者価格といいますのは、政府が買い上げます価格から中間マージンを織り込んで、必然に麦十キロに対して幾らという消費者価格がはじき出されて参ると思いますが、そういう一つの消費者価格を基準に政府は払い下げようとするのか、この問題が非常に重要なつて参ります。そういう場合一体どういう払下げ方法をおとりになりますか。払い下げ価格は一体どこを目指にいたしますか。そのときの市場価格によるか、政府が買い上げようとする原麦に対する中間マージンを織り込んだ消費者価格の推定によつて払い下げようとするか、一体どこを基準にいたしますか。

すが、国内の新米が出まわって参ります。そこで、ただ一度に百万トンの貿易合は払下げ量が少くとも済むわけあります。だから、その所要量がいかない場合に、払下げ量が大きくなると、現実問題として、その必要はありませんし、またそのような大きな出来事が一時に出て来るものとは思いません。農産物でございまますから、地域的にも出来事があります。政府はそれ以上のものを持っておりまして操作をいたしました。七、八、九、十月と順次出まわって参ります。政府はそれ以上をもつてあります。井上さんのおつしすわけであります。井上さんのおつしするような事実は、こういう関係における統制徹底であれば超らない、こういう確信のもとにやるわけであります。

したばかりの、三月十四日と二、三十億の利益を独占することにならぬかのほんのわずかの値上がりが、それをもつて、一般的の油かすが下つたために農作しております巨大な商業資本になつて参りますと、莫大な利益がここに生れて来ることが明らかになつておるのです。そういう利潤が独占で得る一つの余地が残されております以上は、大豆をかかえ込んでおります。あの大豆を何ぼ払い下げようとしても、市場価格が暴落して政府の予定価格で払い下げられない事実をあなたも御承知でありますよう。商人がこれの払下げをやめたらもうからぬということならば下げを受けませんよ。市場価格を操作しようとしても、製品をもつて配給しない限り、原麦でもつて払下げをしてしまいます。ときに、払下げを受ける商人が、この払下げを受けたらもうからぬといふ場合には払下げを受けませんよ。その場合どうします。現に大豆がそれのい例じやないかね。大豆を相当高い値買い入れている。今国際価格は相当つて来ている。政府は利益を得ようするが、利益を得られない。結局もを切つて売らなければならぬ状態について来ている。この事実をあなたど見ます。大豆を採算が合うようになれますか。これなどお考えになりですか。その点をはつきりわかるよう教えてください。

ては若干違いました。政府は小麦粉を暴落もさせない、暴騰もさせないのであります。一定の家計費における麦の支出割合といふものを予想いたしました。その時価とも見合いました。原 料の買手がない場合はもとよりけつこうで、そういう場合にはむしろ輸入量を少くいたしますか。あるいは全体としないのであります。製品が安くなつて原料の買手がないというようなことは当分起らぬのじやないか。もしそういう事態が起つて来れば、政府の持量が少くてもいい、こういう現象じやないかと考えております。

○井上(夏)委員 一方は政府機関でもなければ社会奉仕機関でもあります。現実の利潤を目的にした会社なんです。自由に買える国内産麦を政府が一手に管理しているならば問題はありませんよ。国内産麦百五十万トンが市場へ出るという予想がつく今日、政府の所有します麦といふのはたかべ二百万トンです。百五十万トンといふものは自由に商人の手によつて左右される現状を放任しておいて、かりに農民の庭先で買い占めてしまつて、そうしてこれで一般市場の価格を操作して、政府がいかに払下げをしようとしている場合、この値でなければ買いませんよ。この値でなければ買いませんと出て来るのははつきりしておるのです。中小企業のわざか五千トンや一万トンくらいの随契が全国至るところにあつたにしても、こんなものによつて全体の市場価格は操作できません。やはり大製粉なりあるいは商業資本を巨大に持つております銀行を背景にし

ましたいわゆる米商人が市場価格をきめるのです。そういうわけですから、あなた方が市場価格を手持ちでいかに操作しようとしても商人がそろばんの合わぬものの入札を受けるはずがありますか。そろばんが合わぬものをどういうわけで入札を受けますか。そこが一番かんじんでよ。私の聞こうとするのはそこなんです。

〔河野委員長代理退席、委員長着席〕

政府の配給機関であつたり、公益法人の場合は問題ないです。幾らもなければ社会奉仕機関でもあります。現実の利潤を目的にした会社なんです。自由に買える国内産麦を政府が一手に管理しているならば問題はありませんよ。国内産麦百五十万トンが市場へ出るという予想がつく今日、政府の所有します麦といふのはたかべ二百万トンです。百五十万トンといふものは自由に商人の手によつて左右される現状を放任しておいて、かりに農民の庭先で買い占めてしまつて、そうしてこれで一般市場の価格を操作して、政府がいかに払下げをしようとしている場合、この値でなければ買いませんよ。この値でなければ買いませんと出て来るのははつきりしておるのです。中小企業のわざか五千トンや一万トンくらいの随契が全国至るところにあつたにしても、こんなものによつて全体の市場価格は操作できません。やはり大製粉なりあるいは商業資本を巨大に持つております銀行を背景にし

払下げを受ける対象の、相手の機関が心にする當利会社です。そういう会社に払下げをする。政府の払下げを受けたんでは現実の手持ちが下るので、どういうところへ払下げをしようとしても払下げさせないような運動を起して来ますではないかね。油糧公団の清算を見ててもはつきりそれが現われています。自由に買える大豆その他の油を払下げようとしても、そんな大量のものが一べんに払下げられたんでは市場価格が困るというので、この払下げを延期し、そして市場価格の維持をはかつたではありませんか。現実に商人が自分のそろばんの合わぬものを——政府がいかに市場価格を操作しようとしても、政府が払下げを受けたんではこの国内産麦による利益が奪かれるという場合は、この値でなければ買いませんよ。この値でなければ買いませんと出て来るのははつきりしておるのです。商人が買わぬといふものをどういう方法で売りつけます。もう一度その点をはつきり教えていただきたいです。商人が買わぬといふものをどう扱い機関がありまして、メークーにも

ましたいわゆる米商人が市場価格をきめるのです。そういうわけですから、あなた方が市場価格を手持ちでいかに操作しようとしても商人がそろばんの合わぬものの入札を受けるはずがありますか。そろばんが合わぬものをどういうわけで入札を受けますか。そこが一番かんじんでよ。私の聞こうとするのはそこなんです。

〔河野委員長代理退席、委員長着席〕

政府の配給機関であつたり、公益法人の場合は問題ないです。幾らもなければ社会奉仕機関でもあります。現実の利潤を目的にした会社なんです。自由に買える国内産麦を政府が一手に管理しているならば問題はありませんよ。国内産麦百五十万トンが市場へ出るという予想がつく今日、政府の所有します麦といふのはたかべ二百万トンです。百五十万トンといふものは自由に商人の手によつて左右される現状を放任しておいて、かりに農民の庭先で買い占めてしまつて、そうしてこれで一般市場の価格を操作して、政府がいかに払下げをしようとしている場合、この値でなければ買いませんよ。この値でなければ買いませんと出て来るのははつきりしておるのです。中小企業のわざか五千トンや一万トンくらいの随契が全国至るところにあつたにしても、こんなものによつて全体の市場価格は操作できません。やはり大製粉なりあるいは商業資本を巨大に持つております銀行を背景にし

ましたいわゆる米商人が市場価格をきめるのです。そういうわけですから、あなた方が市場価格を手持ちでいかに操作しようとしても商人がそろばんの合わぬものの入札を受けるはずがありますか。そろばんが合わぬものをどういうわけで入札を受けますか。そこが一番かんじんでよ。私の聞こうとするのはそこなんです。

〔河野委員長代理退席、委員長着席〕

政府の配給機関であつたり、公益法人の場合は問題ないです。幾らもなければ社会奉仕機関でもあります。現実の利潤を目的にした会社なんです。自由に買える国内産麦を政府が一手に管理しているならば問題はありませんよ。国内産麦百五十万トンが市場へ出るという予想がつく今日、政府の所有します麦といふのはたかべ二百万トンです。百五十万トンといふものは自由に商人の手によつて左右される現状を放任しておいて、かりに農民の庭先で買い占めてしまつて、そうしてこれで一般市場の価格を操作して、政府がいかに払下げをしようとしているのです。商人が買わぬといふものをどう扱い機関がありまして、メークーにも

ういう形において不当な利潤追求の形のようなら操作力を持つということは、私はこの管理方式では絶対ないと考えております。もちろん政府としてもこの法案にありますように、委託加工制度も残しております。製粉、精麦とともに委託加工は若干は継続いたしまして、製品の操作もいたずら

○井上(夏)委員 ただ長官は、政府が
よけい持つておるから市場価格が不当
に上ることはないというようなお考え
でございますが、またそのことで市場
の価格があまりに大きく動くというこ
とはないと、こういう考え方ですが、
今幾多の例を私がお話いたしましたよ
うに、そんなら何ゆえに大豆をあんな
に長い間、一年に一億円に近いところ
の金利と倉敷を払つておるのか、どう
いうわけでそんなものを抱えておくの
です。国内で大豆は足らぬのです。国
民は十分に油を消費していいので
す。一体どういうわけで、倉敷と金利
を合わせれば一年に一億円も払わなけ
ればならぬようたくさん量の大豆
を抱え込んでいるです。これをわかる
ように説明しなさい。それならば私は
納得しますよ。これを払下げしてもら
わなくては油縄会社はもうからぬ。引
合う価格ならば引受けけるということじ
やないか。この事實を見てごらんなさ
い。政府はもつと国民に安いよい油を
食わそうとするならば、これを払下げ
たらしいじゃないか。しかし業者は政
府が言う価格じや払下げを受けない。
それならば現実に油は余つておるかと
いうと、余つてない。大豆が余つてお
るかというと余つてない。一体どうい
うわけでこの払下げをしないのです。

これは油と米と麦とは違うといえども、これまでですけれども、私は同じ筆法で言いたい得ると思う。商人は自分の利益を無視して営業はいたしません。そこに私は根本的にあなたの方の見込み違いがあると思つておる。必ず市場価格は商人に左右されますよ。そして商人の最も巧妙な入札に対するいろいろな牽制や要請や誘惑に動かされて、結局国が大きな損をすることしか現実に起つて来ません。そうなつた場合はあなたは責任を持ちますか。現実はそこに行きますよ。私は事実そう考えておる。「そならんよ」と呼ぶ者あり)ならんと言つたつて、現実に損をする商人はありません。現実に利益を上げようとして、営業をやるのです。その食糧が限度がきまつておりますから、政府が何ば手持ちしておる、手持ちしておるといつたところで、たかく一、四箇月分であります。そのくらいのものは、商人の考え方でどちらにも動かすことができ得る、価格操作ができます。そういう商人を甘く見ておつたらたいへんな間違いを起しますよ。そういう点に対してもつと政府は慎重な検討を加えてもらわなければなりません。同時に政府が買いたいを上ります場合には、農民は政府に売り上げますが、政府のきめました標準価格が市場価格を下まわります場合には政府によろしく。しかしそれは中間商人の譲取の対象になることはつきりしてその上つた分が、いわゆる農民が牛生産費を償う価格になつて帰つて来るなります。そういう見地からもつとわれわれ

されは麦の生産費について検討を願うとともに、今一つ從来麦に対してもバッタ・ペイが採用されて参りましたが、そうすると、政府は今度六月中ごろを開かれます米価審議会では標準価格を生産者価格と消費者価格できめるだけで、きめたら一年間その価格ということになりますか。それとも月々の標準価格を差表いたしますか、どういうことになりますか。その点ひとつ物価局の方から御説明を願いたいと思う。

○東畠政府委員 大豆と麦とは当然条件が違いますが、大豆は民質に切りかえました場合に、当時日本は油脂資源が非常に不足しておりますために、民質で相当輸入を多くいたしたのであります。それで予想外にたくさん的大豆が入つて参りまして、経営資本、それを巻き商業資本等に相当痛手を與えたのであります。そのためなかへこれらを立直りにくかつたのであります。政府の持つておりますのは、ごくわずかでありますて、これは非常に高い原価のものを輸入しておつたのであります。政府といたしましては麦と違いまして大豆は政府自身が市場操縦作用をするという力は毛頭ございませんし、またその必要もないというので、この払下げ方式は一般的特別会計なり、会計令に基くコスト主義で払下げ作をするといふことは毛頭ございませんし、またその必要もないというので、この払下げ方式は一般的特別会計なり、会計令に基くコスト主義で払下げをしておりますために、現実になかなつか売れなかつたのであります。今回考えております麦の市場操作の考え方と全く違います。政策のない單なる物の払下げの方式であります。大豆をもつてこの麦の場合と同じようになるのではないかといふお話をなさると、若干私が見解が違うわけであります。

、それから農家の方は一定価格で買ふ

わけでありますから、年間一本で買うりましてはそれ以上の時価が出ることは当然であります。その政府のきめますものが、また農民の時価になつて売る場合もあります。地帶によりましては、政府の売る標準価格に近いような地帶もあると思います。そういう所は御意見のように政府に集まつて参らなことは当然でありますが、それは農民自体の価格がそれだけ上のわけでありますから、有利な地域はそれだけ生産力が伸びて行くと思います。その間に買占めとか思惑とかいう商人の動きがあります。これはやはり農業協同組合その他のとの関係において、別の流通機構を整備して農民の利益をはかつて行くという政策をとるべきである、かように実は考えております。

石多く輸入しなければ年間の不足を補うことができなくなりはせぬか、こういう考え方をしておりますが、政府はどうお考えになつておりますか。

○東畠政府委員 消費者の需要といふものは、クーポン制でありますと遺憾ながらやみで動いておりまして、それはC.P.Sで実態が出ておるのであります。そのやみ価格とマル公が接近いたしまして、実効価格がほとんどマル公と同じというのが米製品でありますので、食糧としての需要は頭打ちをしておる、こういうようになっておりまます。その他の需要につきましても、長い統制中にえさの問題その他いろいろ検討しております。また現にえさにこれを払い下げております。ただし、ようゆ等の一般の加工業にも払い下げをしておりまして、幸い長い統制中に大体の需要量は把握しておりますので、もちろんこの需給計画にはそういう加工用等も鐵込んで計画をしております。政府の持つております需給预算の資料は、過去の長い実験としかも方向によりまして、そう大きな狂いはないと思ひます。もちろん若干の有効需要の増というものは予想されますが、そういうところは輸入計画の調整等で十分やつて行けると考えております。

○井上(農)委員 政府としては、ふえると言ふたんでは輸入補給金や外貨の準備等にまた問題が起るから、そら言つて逃げておるんだろうが、現実にやはり商売をして行くのに、それ／＼スポットをみな持つておるのである。また農民にしてもそれ／＼今売るよりももう少し持つておる方が値が出るとか、いろいろな関係でそれが市場に出て参

りません。また製粉会社におきましては、その通りであります。そういう潜在的な需要が相当ふえて行くと私は見ておる。これはあなたがそう見るなら、それ以上申し上げる必要はありませんが、同時にここでお考え願つておかなればならぬのは、この点どうなりますか。政府が払下げをする、そうしますと、今まで大体委託加工に出しておきましたものが月三十万トン見当でございますが、大体これが自分量でないかと見ておるのであります。そうすると、三十万トンの払下げを受けます場合の資金の問題について、何か昨日農林大臣は、その支払いの猶予期間を何とか置くというようなことを答弁されておるよう伺つておりますが、具体的にどのくらいの猶予期間を置く予定でござりますか。そうしてそれに要しまする、つまり猶予期間中の政府の金繕りによる資金は、どれくらいを見積つておられますか、これ伺いたい。

別会計としては、延納制度をやつておるわけであります。小さい製粉等につきましては、やはり社会政策的な考慮もいりますので、だいまのところ三月十日間の延納を認める。大製粉等につきましては二十五日、これをまた六月一日から二十日程度にしまして、あと二箇月ぐらいで終りたいと思つております。中小製粉につきましては、若干延納期間を延ばして行かなければならぬ。これはまた別個の社会政策的な考慮に基づくものでございます。大体三十万トンのうちの半分程度がそういう形で延納を統けて行かれる。こういうふうに考えております。

たい。
○東畠政府委員 この法案が通過いたしました場合の想定で申し上げますと、当初は、やはり随契で割当売却方式を継続して行きたいという考え方を持っています。と申しますのは、井上さんが御心配になつております製粉資本等に、また大小いろいろな構成がござります。それともう一つは、長い期間でございましたので、急激に入札制度になりましたても、かえつて不安定をもたらすと思いますので、当分は全部割当売却方式を続けて参つた方がよからう、こういうふうに実は考えておる次第であります。全体の量といたしましては、やはり中型、小型製粉の方が概直においては多いのですけれども、もちろん国内麦が自由になりますと、後の売払い等につきましては、一昨日申し上げましたように、その能力等を考えてやるわけありますけれども、もちろん国内麦が自由になりますから、自由買入れの麦がありますから、そういうものはおそらくそろ多くのものを希望しないかもしれません。従いまして能力と希望数量等を勘案いたしましたとして、市場が安定いたすようになって、従来の割当売却方式とそろ大きな変化がないような操作を、現実にはいたしまして、市場が安定いたすようになって行きたいと思います。

した後ににおいても、実行して行く予定でございますか。

○東畠政府委員 必ずしもこの数量比ということには参らないと思います。今後はやはり国内麦が出来わづて参りますと、国内麦を集める麿粉会社等につきましては、こんな大きな量の希望はないと思います。国内麦の出来わづ定期におきましては、必ずしもこの比率には行かないというふうに考えております。

○井上(夏)委員 次に麦類の取引所といふもの、多數の供給者と多數の購買者との間に行われるものだと政府は思つておられます。麦につきましては、供給者は実に多數ございますが、需要者は限定をされております。ことに輸入麦についてのものを政府が管理いたしますと、いわゆる清算取引的な機能といふものは、麦に関する限りは起つて来ないのじゃないかということで、政府は清算取引的な取引所の発生を予想いたしておりません。

○井上(夏)委員 最後に二つ質問して終ります。一つは碎米が最近相当抱合させで入つております。政府の手持は約八万トンくらいあるのじやないかと思ひます。あるいはもつとあるかも知れませんが、これをどういうわけで、こんなにいつまでお持ちになつておりますか。これも補給金がついておるしかつ倉敷、金利を計算いたしますと、相当なものになつて行くと思いますが、これはやはりすみやかに処分しな

方がいいと想います。どういうわけでもいつまでもお持ちになつておりますか。
それから今度はこの条文の罰則の問題であります。が、罰則のうちで、第九条の規定に反した場合は、十年以下十万円以下の罰金になつておる。ところが第十一條に違反した場合は非常に軽い。第九条の場合におきましては、もつと内容を明記しておく必要がありませぬか、もちろんこまかい点は政令によりますか、省令によりますか、出されると想いますが、体刑または高額の罰金を科するというような規定は、でありますか。それから十一條の規定に反しました場合は、前条の規定よりも軽いといふのは一体どういうわけですか。

も、十一条の輸移出入に関する流通制限の規定については、罰則が三年、三万円以下というふうになつております。点について、均衡を失するではないか、こういう御質問だと思ひます。第十一条の食糧の価格または加工費に関する命令は、現在食糧管理法については現実には出しておりませんが、出し得る規定を設けておるわけであります。この関係におきましては、現実には物価統制令に基いて価格の統制をやつておりますので、物価統制令の罰則との均衡上十年、十万円という形になつておるわけであります。

○井上(夏)委員 十一条第一項、第二項の規定の方は非常に軽いのです。ところがこれは相当大物がタッチし得るのであつて、いわゆる大資本がこれにタッチし得るのに、違反した場合には非常に軽くて、その前の規定にあります場合は、どつつかといえど農民や消費者がこれにひつかかる。いわゆる小物には非常に重い体刑と罰金をかけて、大物が違反した場合は三年か三万円で済ます、そんなばかな話はありませんよ。だからそれはやはり懲役十年または罰金十万円以下と書いておかぬことは、これは均衡がとれておらぬどころではない。逆にこつちは重くして、輸入をかつてにやつたり、輸入を無断でやつたりしたようなやつは大資本でやるやつだから、そういう者こそ嚴重に処分せぬと、政府の管理制度は崩れてしまう。それを三年や三万円くらいでこらえてやるというような考え方には、いわゆる弱い者のいじめの罰則になつておると思います。それをもう一度はつきりお答え願いたい。でなかつたら委員会で修正します。

よつてやつておるわけでございます。なお物価統制令を適用されておる場合におきましては、卸売価格あるいは小売価格について規定しておるわけでございまして、消費者価格について統制しておるという規定はございません。

○松浦委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明二十六日は午前十時より開会いたします。

午後四時六分散会

本日はこれにて散会いたします。

昭和二十七年五月七日印刷

昭和二十七年五月八日發行